

第7回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成27年3月18日(水) 14:00～

場 所：ルビノ京都堀川「松」

会議次第

1 開会

2 説明事項

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 平成27年度当初予算
- (3) 京都府いじめ調査（第2回）の結果
- (4) 児童生徒の安全に関する緊急確認調査

3 その他

4 閉会

説明 1

平成26年度第6回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時 平成27年1月28日(水) 午後2時00分から同4時00分
- 2 場 所 ルビノ京都堀川「嵯峨」
- 3 出席者 【委員】6名(1名欠席)
【府教委】指導部長、教育企画監、学校教育課長 ほか
【傍聴者】なし

4 概要

(事務局からの説明事項)

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 京都府教育委員会の今後の取組について
・平成27年度予算の方向性
- (3) その他
・重大事態にかかる全国状況

<主な意見>

(○は委員、●は事務局)

平成27年度予算の方向性について

- スクールカウンセラーが配置されている学校とされていない学校では環境に差が出てきてしまうと思う。例えば中学校のスクールカウンセラーに近隣の小学校に行ってもらうような形でも、小学校にスクールカウンセラーによる相談体制の拡充をお願いしたい。
- まなび・生活アドバイザーは、小学校には退職教員が中心にお世話になっているが、家庭に様々な課題がある場合、むしろ小学校の方が、専門性のある社会福祉士が外部の専門的な機関につなげる必要性が高いのではないかという気もする。
- 中学校には、平成21年度からまなびアドバイザーとして社会福祉士にお世話になっている。複雑な家庭が増える中、専門性を生かした対応を期待しており、校区内の小学校で困った事例があれば、中学校の社会福祉士と連携を取ってもらうことも想定している。
- 「規律ある行いを実践する教育」について、規範意識だけでなく、子ども同士の人間関係やソーシャルスキルをより高めていくという視点も、より良い対人関係を形成する上で必要なことだと思う。
- 思春期の、自死に至ったり自尊感情を傷つけられたりする状況は、人権上の課題だと捉え、自尊感情をいかに回復させるかということは、規範意識だけでなく、ぜひ市民としての権利だという視点で取り上げてほしい。

- 京都府では、外部の専門家の充実といった施策を進められているが、養護教諭の複数配置等、現在学校の中にいる人をサポートするような体制整備があっても良いのではないかと感じる。
- 学校に専門職が入った時に、有効に活かせるシステムを安定的に構築できるかどうか大きな問題だ。
学校内のコーディネート機能やリーダー機能、アセスメントできる水準のケース会議が学校内で安定的に開催できることが、非常に重要なことだと思う。
- いじめ関連以外の部分でしっかりと取り組むことによって、予防的なことも含めて、いじめ問題にも有効に働くものがたくさんあると思う。
様々な施策がどういう関係にあるのかを紐解いて、いじめだけでなく、貧困問題等その下支えとしての施策を予算化することで、いじめ問題に有効につながることもあると思う。
- 中核的な予算とそれ以外の部分へのブリッジのような関係性を政策的に可視化することで、そのことが学校にきちんと伝わり、しっかりした実践につながるようになれば良いと思う。
- スクールカウンセラーや心の居場所サポーター等の事例の実績や分析について、データとしてフィードバックするシステムが必要だと感じる。
それがうまく機能すれば、いじめ問題の根本的な解決にもつながり、本来の施策に役立てることができるのではないかと感じる。
- 多くの事例を集め、それらを分析し、施策に活かせるように工夫することを今後の課題とした方が良いと思う。
- 不登校やいじめ等への心理的な支援は全て関連があり、複合的なケースを含め、公立学校ではもう少し大きなレベルで情報を共有できると良いと思う。
- 個人名等が特定されない形で、年齢と性別だけでも良いので、例えば、集団やジャンルごとにケースの改善状況や件数の増減等について情報共有することが大切だ。
- 学校の先生自身も過労状態であり、子どもたちも家庭や学校、塾等でもストレスを感じている中、ストレスマネジメントや対人スキルといった臨床心理的なものを、養護教諭だけではなく、学校の先生みんなに知っていただくことが重要だと思う。
- システムや役職を作ることも大事だが、学校全体として問題が共有できて、みんなでカンファレンスし、ケース会議を持って情報を交換できれば、動きも速くなる。
職員室全体の雰囲気や校長先生の意識を向上させることで、先生方にも子どもたちにも助けにもなる。いわゆる学校文化を変える一助にしたい。
- スクールカウンセラーの情報の取扱いについては、概念的には、チーム内の集団で守秘義務を持つという流れになっているのが現状だと思うが、重大事案も想定した場合に、こう有るべきだと決めてしまうことは、なかなか難しい。
- 予算については、単なるいじめ防止だけでなく、その背景には様々な問題があり、その中では協働サポートのような問題も当然含まれてくるだろうし、そのベースにある様々な施策が有機的に関連し合っていくことが重要だと思う。

重大事態に関する全国状況について

- 青森県の事例で、県の第三者機関（いじめ防止対策審議会）は教育委員会から諮問を受けて調査されていると思うが、どういう項目を立てて諮問されるのかは大きな問題だ。
事案に対する課題の切り分け方等についても審議会に付託されているのか、いじめと自殺の因果関係まで踏み込むかどうかは難しい問題だ。
- 法律的には、調査組織はいじめの有無について調査するものだと思っていたが、青森県の審議会は自殺はいじめが直接的な要因ではないとまで踏み込んでいる。実際問題として100%いじめが原因で子どもが自殺するとは考えにくいものの、全く関係がないと言い切ってしまうことも難しいと思う。
- 法的には事実関係を明確にするための調査となっており、その事実関係として、いじめ事象の有無について調査することと、併せて、同様な事象の再発防止に向けた提言も第三者委員会の役割だと思う。調査したいじめ事象と自殺を含む重大事態との因果関係について、一定の判断をすべきかどうかは、他府県の事例も踏まえ、検討していきたい。
- 何を持って、自殺の要因とするのかは非常に難しく、大前提として、第三者委員会の知らないこともたくさんあるし、なかなか踏み込めない本人の内的なことが実はファクターとしては非常に大きいことも考えられる。
また、どこかにあるはずの情報が提供されなかったり、提供されても当事者の同意が取れないケースもあったり、全ての情報の下に判断することができると言い難い。
- 少なくとも前提となる情報そのものがきちんと揃えられない可能性がある下で、多因子によって起こる自殺について白か黒かということが本当に言えるのか。「こういう限界が考えられるので、結論に至らない」ということも含めて、謙抑的でないといけないと思う。
- 情報収集の権限があまりない中で、第三者委員会がどこまで家庭のことに入り、人権も保障した上で、死に至った過程や背景についていろいろと調べることは本当に難しい。
それこそ因果関係の有無が結論付けられないこともあるだろうと思う。調査できる範囲の背景以上にどこまで踏み込めるかは、事案にもよると思う。
- この委員会については、条文や基本方針にもあるように、事実を明らかにすると同時に再発防止ということで何ができるか、そこに資するものとして調査することが目的であり、その中で明らかになったことについては当然報告書にまとめるというスタンスで良いと思う。
- 長崎県では、保護者側に報告書を開示しているようだが、誰にどこまで見せて、公表時には黒塗りで個人情報などをどこまで伏せるのかもよく考えないといけない。
- 青森県では自殺との因果関係について言及しているが、そもそも報告書を作成すること自体が、裁判に影響を与える可能性はある。
- この委員会で、再発防止を意識して記述したとしても、裁判では、証拠の一つになることも考えられる。
- 軽い気持ちでやっている行為が、被害者に大変な影響を与えることも多々あり、裁判では、その影響レベルについて判断されると思うが、少なくとも、「再発防止のためには、メンタルマネジメントのようなものが必要だ。」というようなことは言えると思う。

1. いじめ等防止対策の推進

いじめや不登校、少年非行など問題行動の未然防止、早期発見、早期解消を図る体制の充実と、重大事案が生じた場合の対応体制の整備

いじめ防止対策推進事業

289, 254 千円

未然防止

- 「規律ある行いを実践する教育」の実践
京都府独自の教育プログラムの開発・実践

早期解決

- いじめ未然防止・早期解消支援チームの派遣
- いじめ早期対応緊急指導教員の配置

早期発見・相談体制の整備

- 24時間相談窓口の設置
- スクールカウンセラーの配置
- ネットいじめへの対策
- 不登校児童・生徒への対策
心の居場所サポーターの配置、フリースクールとの連携

重大事案への対応

- いじめ危機管理チームの派遣
- いじめ対応のための附属機関
重大事案発生時に第三者機関として調査

少年非行防止対策事業

14, 347 千円

- まなび・生活アドバイザーの配置、PTAと連携したいじめ・非行防止キャンペーン事業

平成27年度当初予算案主要事項説明

文化環境部・教育委員会

事業名	いじめ防止対策等推進事業費		
予算額	298,679千円	新規・継続の別	新規・継続
事業内容 (目的 対象 方法等)	1 目的 いじめ、不登校等の問題行動や少年による凶悪犯罪の発生などが社会問題となっていることを踏まえ、学校等における問題の早期発見や児童生徒、保護者の相談に対応する総合的なサポート体制（相談体制）を充実するとともに、いじめ、不登校対策や生徒指導の充実を図る。		
	2 内容 (単位：千円)		
	事項	内容	事業費
	○未然防止から早期解消に向けて		
	いじめ未然防止・早期解消支援チーム	生徒指導経験者・専門家等によるチームが、外部視点での学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施	3,000
	○未然防止		
	規律ある行いを実践する教育推進事業	法をはじめ、実生活でのルールや決まりについて、自ら考え、理解した上で、態度や行動に移せる能力を育成	2,500
	P.T.Aと連携したいじめ・非行防止キャンペーン	インターネット等に関する啓発資料を作成し、保護者等に配布	1,000
	○早期発見・相談体制		
	スクールカウンセラーの配置	・臨床心理士によるカウンセリング ・児童生徒、教職員・保護者への助言・援助	212,443
	心の居場所サポーターの配置	相談室等で相談・学習支援を行うため心の居場所サポーターを配置	19,673
	24時間電話相談等の実施	24時間電話相談、トータルアドバイスセンター教育相談、家庭教育相談等の実施	29,420
	私立学校修学相談センター支援事業	いじめ問題等の解決を促進するため、私立学校が共同設置する相談機関への助成	3,500
	ネットいじめ対策【一部新規】	学校非公式サイトなどネット上の監視	12,009
	○早期解決に向けた対応		
	いじめ早期対応緊急指導教員の配置	いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員を配置し、学校体制の強化を図る ※非常勤講師の配置	—
	○重大事案への対応		
	いじめ危機管理チームの派遣	深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣	1,000
	○組織の設置		
	いじめ対応のための附属機関等の設置	いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置	2,734
	○不登校対策の充実		
	ふれあい宿泊学習、フリースクールと連携した学校復帰支援事業等を実施		11,400
	計		298,679

平成27年度当初予算案主要事項説明

教育委員会

事業名	少年非行防止対策事業費		
予算額	14,347 千円	新規・継続の別	継続
事業内容 〔 目的 対象 方法等 〕	1 目 的 児童生徒の暴力行為等の問題行動の早期解決を図るため、未然防止の観点から対策を実施する。		
	2 内 容		
	事 項	内 容	事業費
	小学校段階での問題行動等の未然防止の推進	「まなび・生活アドバイザー」の配置 課題を抱える児童に対する家庭支援などの個別指導及び生徒指導体制の強化 ※課題のある中学校の管内小学校に配置	13,347
	課題の多い学校の生徒指導体制の強化	生徒指導緊急指導教員の配置 暴力行為の多発等課題の多い学校に緊急的に教員を配置し、生徒指導を強化 ※非常勤講師の配置	—
	地域全体で子どもを包み込みはぐくむ環境づくり	P T Aと連携した「いじめ・非行防止キャンペーン」の実施 ※インターネット等に関する啓発資料を作成し、保護者等に配布	1,000
	計		14,347

2. 子どもの貧困対策の推進

すべての子どもが生まれ育つ環境によって左右されることなく、その将来に夢や希望をもって成長していけるように、子どもの学びと生活を支援

学校をプラットフォームとした連携推進体制の構築

118,905千円

困難な家庭環境にある子どもの状況を学校で把握し、必要な学習支援、福祉施策に繋ぐためのケース会議の開催と、支援のためのネットワークの構築

- 学校に「子どもの学習・生活支援ケース会議」を設置
教職員、福祉関係者、外部専門家(社会福祉士、臨床心理士)等で構成するケース会議を開催し、子どもの状況に応じた支援プログラムを策定
- 困難な家庭環境にある子どもを支援するネットワークの中核となる「まなび・生活アドバイザー」の配置を拡充

ライフステージに応じた子どもへの学習支援

8,000千円

子どもの成長段階と学力に応じた、きめ細かな学習支援を実施

小学校

- 小学校5年生への個別補充学習を新たに実施

中学校

- 地域人材の協力による原則無料の学習支援を行う「地域未来塾」を開設

高校

- 中退を防ぐための「府立高校セカンドラーニング教室」を新たに実施

平成27年度当初予算案主要事項説明

健康福祉部・教育委員会

事業名	子どもの貧困対策事業費		
予算額	176,355千円	新規・継続の別	新規
事業内容 目的 対象 方法等	1 目的 すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されことなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に関する施策を推進する。		
	2 内 容 (単位：千円)		
	事 項	内 容	事業費
	○連携推進体制の構築		
	子どもの学習・生活支援事業 【新規】	<連携体制の整備> ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、学校に社会福祉士、臨床心理士等を派遣 <まなび・生活アドバイザーの配置> ・小中学校に「まなび・生活アドバイザー」を配置し、子どもの生活・学習習慣の確立を支援	118,905
	○生活支援		
	ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業	・ひとり親家庭等の親と子各々が、気軽に交流し安心して集うことのできる居場所を整備	39,450
	○学習支援		
	小学生個別補充学習実施事業 【新規】	・府内の小学校において、学習内容が高度化する小学5年生に補充学習を実施	5,000
	地域未来塾開設支援事業 【新規】	・大学生や教員OBなど地域住民の協力により、中学生を対象とした原則無料の学習支援（地域未来塾）を実施	2,000
	府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業 【新規】	・府立高校で中退を防止するため、学力課題のある生徒を対象に個別指導を実施	1,000
	児童養護施設入所児童等自立支援事業 【新規】	・児童養護施設の入所児童等に対して学習支援を実施し、自立を支援	10,000
	計		176,355

説明 3

平成26年度いじめ調査（第2回）の結果について（小中学校）

1 アンケート調査の状況

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	186	18	81	6
無記名式	20	1	9	0

＜対象児童生徒数＞

	在籍者数	調査数	未調査数
小学校	63,654	63,336	318
中学校	31,939	31,380	559

2 認知・解消件数

	小学校						中学校					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
府立							10	10	0	0	0	0
向日市	699	695	12	8	0	0	105	98	25	18	0	0
長岡京市	924	864	98	38	0	0	94	69	38	13	0	0
大山崎町	159	158	29	28	0	0	27	27	4	4	0	0
宇治市	2,282	2,241	56	15	0	0	220	199	41	20	0	0
城陽市	900	877	23	0	0	0	116	115	1	0	0	0
八幡市	748	748	0	0	0	0	106	106	1	1	0	0
京田辺市	826	801	25	0	0	0	85	46	41	2	0	0
木津川市	273	205	68	0	0	0	180	150	58	28	0	0
久御山町	169	164	14	9	0	0	15	12	3	0	0	0
井手町	76	76	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0
宇治田原町	53	52	1	0	0	0	16	7	9	0	0	0
精華町	280	280	1	1	0	0	32	32	1	1	0	0
相楽東部連合	34	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
亀岡市	913	901	18	6	0	0	99	98	7	6	0	0
南丹市	308	299	9	0	0	0	29	21	8	0	0	0
京丹波町	48	48	0	0	0	0	22	22	0	0	0	0
綾部市	323	309	15	1	0	0	38	34	4	0	0	0
福知山市	530	530	0	0	0	0	109	109	10	10	0	0
舞鶴市	732	728	37	33	0	0	140	134	7	1	0	0
宮津市	243	242	1	0	0	0	39	38	1	0	0	0
京丹後市	431	431	10	10	0	0	108	105	7	4	0	0
伊根町	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	95	90	11	6	0	0	12	7	6	1	0	0
中学校組合							21	21	3	3	0	0
合計	11,050	10,777	428	155	0	0	1,626	1,460	278	112	0	0

3 いじめの態様

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
小学校	1段階	6,731	2,432	3,157	1,929	441	1,019	1,526	204	797
	2段階	295	93	101	49	9	23	38	8	33
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	1段階	1,132	235	365	169	35	146	138	135	138
	2段階	204	47	52	30	8	20	19	20	21
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

平成26年度いじめ調査(第2回)の結果について(府立学校)

1 アンケート調査の状況

	高 校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	46	0	10	1
無記名式	0	0	0	0

<対象児童生徒数>

	在籍者数	調査数	未調査数
高 校	35,364	34,386	978
特別支援	1,489	1,466	23

(特別支援学校は小・中・高3学部の合計)

2 認知・解消件数

	1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消
高校(全日制)	342	256	93	7	0	0
高校(定時制)	22	10	13	1	0	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	73	45	28	0	0	0
合計	437	311	134	8	0	0

3 いじめの態様

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
高校(全日制)	1段階	226	33	44	13	8	37	21	28	15
	2段階	64	6	13	3	2	12	6	2	6
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(定時制)	1段階	12	3	6	2	2	2	0	3	2
	2段階	8	3	3	1	2	1	0	2	1
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(通信制)	1段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	1段階	42	5	16	7	1	4	7	2	12
	2段階	16	3	7	3	1	1	2	0	5
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

平成25年度以降の京都府いじめ調査結果について

1 調査の状況

(1) アンケート調査の状況（学校数）

【25年度】

学校種	第1回調査				第2回調査			
	府様式		独自様式		府様式		独自様式	
	記名式	無記名式	記名式	無記名式	記名式	無記名式	記名式	無記名式
小学校	166	14	34	16	191	11	13	15
中学校	78	2	12	7	82	6	6	5
高等学校	46	0	0	0	46	0	0	0
特別支援学校	9	2	0	0	9	0	2	0
計	299	18	46	23	328	17	21	20

【26年度】

学校種	第1回調査				第2回調査			
	府様式		独自様式		府様式		独自様式	
	記名式	無記名式	記名式	無記名式	記名式	無記名式	記名式	無記名式
小学校	189	13	21	2	186	20	18	1
中学校	78	9	8	1	81	9	6	0
高等学校	46	0	0	0	46	0	0	0
特別支援学校	10	0	1	0	10	0	1	0
計	323	22	30	3	323	29	25	1

※ 単位「校」

(2) 対象児童生徒数

【25年度】

学校種	第1回調査			第2回調査		
	在籍数	調査数	未調査数	在籍数	調査数	未調査数
小学校	64,464	64,223	241	64,435	64,067	368
中学校	32,372	31,737	635	32,375	31,536	839
高等学校	35,850	34,609	1,241	35,621	34,399	1,222
特別支援学校	1,459	1,390	69	1,462	1,450	12
計	134,145	131,959	2,186	133,893	131,452	2,441

【26年度】

学校種	第1回調査			第2回調査		
	在籍数	調査数	未調査数	在籍数	調査数	未調査数
小学校	63,584	63,358	226	63,654	63,336	318
中学校	31,909	31,370	539	31,939	31,380	559
高等学校	35,524	34,461	1,063	35,364	34,386	978
特別支援学校	1,493	1,464	29	1,489	1,466	23
計	132,510	130,653	1,857	132,446	130,568	1,878

※ 単位「人」

2 認知・解消件数

【25年度】

学校種	第1回調査						第2回調査					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
小学校	15,756	13,139	293	171	0	0	12,942	10,737	251	143	0	0
中学校	2,679	2,185	231	128	2	1	2,188	1,774	181	116	0	0
高等学校	628	403	59	15	0	0	484	378	62	55	0	0
特別支援学校	83	37	8	3	0	0	58	37	4	1	0	0
計	19,146	15,764	591	317	2	1	15,672	12,926	498	315	0	0

【26年度】

学校種	第1回調査						第2回調査					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
小学校	12,012	11,505	690	183	0	0	11,050	10,777	428	155	0	0
中学校	2,178	1,944	324	90	0	0	1,626	1,460	278	112	0	0
高等学校	541	429	133	21	0	0	364	266	106	8	0	0
特別支援学校	75	55	20	0	0	0	73	45	28	0	0	0
計	14,806	13,933	1,167	294	0	0	13,113	12,548	840	275	0	0

※ 単位「人」

<参 考>

平成26年度いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケート調査と個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケート調査については、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町（組合）教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケート調査によらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

(1) 1回目の調査は3の調査方法により、平成26年8月の報告までに実施。

(2) 2回目の調査は3の調査方法により、平成26年12月（府立）、27年1月（小中）の報告までに実施。

(3) 2回目以降の調査については、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成27年3月末までに実施。

(4) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施。

5 結果の集計

(1) 調査結果は次の3段階で集計する。

【1段階】児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※ 「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。

【2段階】1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要がある状況にあるもの。

※ 学校として生徒指導体制を構築して学年、学校等のレベルで対応策を講じ、継続的に解消に向けた取組を進めたり経過観察をしたりするなどの必要がある（あった）ものとする。

(例) ・ 1段階の中で未解消の状態のもの（解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なものを含む。）

・ 学校を欠席している状態が継続するなど、3段階に至る恐れのあるもの

【3段階】・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。

・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

※ なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、3段階として認知するものとする。

その場合、1段階及び2段階にもカウントすること。

(2) 各段階ごとに「件数」「解消件数」「態様」を集計する。

(3) 集計には、アンケート調査等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部（学校評議員、スクールカウンセラー等）の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) 今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。

児童生徒の安全に関する緊急確認調査

平成27年3月13日

1. 調査の目的

各学校において、神奈川県川崎市において過日発生した中学1年生殺人事件の被害生徒と同様の危機にさらされている可能性のある児童生徒を的確に把握するとともに、組織として緊急に対応していくことを目的とする。

2. 調査対象児童生徒

国公立の小学校、中学校、高等学校(ただし、通信制課程を除く。)、中等教育学校又は特別支援学校(ただし、小学部、中学部及び高等部に限る。)に在籍する児童生徒であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 2月27日時点で、学校において7日間(授業日)以上連続して連絡が取れず、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの(類型1)
- (2) (1)に該当するもののほか、学校外の集団(成人が主たる構成員であると思われるものを含む。)との関わりの中で、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの(類型2)

3. 調査項目

調査対象児童生徒の総数並びに校種別、男女別及び類型別内訳

4. 調査結果

- (1). 2月27日時点で、学校において7日間(授業日)以上連続して連絡が取れず、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの(類型1)

(単位:人)

区分	男	女	合計
小学校	27	22	49
中学校	61	51	112
高等学校	36	30	66
特別支援学校	3	2	5
合計	127	105	232

- (注1) 本項目は、平成27年2月27日時点で学校において7日間(授業日)以上連続して当人の連絡が取れず、生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれる児童生徒の人数について調査。
- (注2) 全く連絡が取れない場合のほか、家庭において本人の正確な所在を把握していないと見受けられる場合は調査対象に含む。
なお、本人が現に学習をしている機関(適応指導教室、フリースクール等)や入院している病院、一時保護を受けている児童相談所等の関連機関を通じて連絡が取れている状態であれば調査対象に含まない。
- (注3) 調査開始時に調査対象に該当していても、報告時までには連絡が取れ、安全が確保された場合には計上されていない。

- (2). (1)に該当するもののほか、学校外の集団(成人が主たる構成員であると思われるものを含む。)との関わりの中で、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの(類型2)

(単位:人)

区分	男	女	合計
小学校	20	5	25
中学校	90	41	131
高等学校	7	2	9
特別支援学校	3	0	3
合計	120	48	168

- (注1) 本項目は、平成27年2月27日時点で、(1)に該当するもののほか、学校外の集団(成人が主たる構成員であると思われるものを含む。)との関わりの中で、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれる児童生徒の人数について調査。
- (注2) 「生命又は身体に被害が生ずるおそれがある」については、例えば、学校外の集団との関わりのある児童生徒について、直接的な情報にとどまらず、当該児童生徒に「身体に不自然なあざや傷がみられた」、「他人からの暴行を受けたとほめかしたことがある」、「自殺をほめかしたことがある」等の懸念される情報がある場合も含む。

(3). 類型1と類型2の合計

(単位:人)

区分	男	女	合計
小学校	47	27	74
中学校	151	92	243
高等学校	43	32	75
特別支援学校	6	2	8
合計	247	153	400

- (注) 合計のうち、国立は0人、私立は高等学校で9人(類型1が6人、類型2が3人)

(4-1) 都道府県別類型1の人数(国公立)

(単位:人)

都道府県	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 北海道	0	0	0	1	1	2	2	0	2	0	0	0	3	1	4
2 青森県	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
3 岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 宮城県	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
5 秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 福島県	1	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	2	1	3
8 茨城県	2	1	3	0	2	2	1	0	1	2	1	3	5	4	9
9 栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 群馬県	0	0	0	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	1	4
11 埼玉県	0	0	0	0	1	1	1	2	3	0	0	0	1	3	4
12 千葉県	0	1	1	3	6	9	1	1	2	0	0	0	4	8	12
13 東京都	3	3	6	4	2	6	12	9	21	0	0	0	19	14	33
14 神奈川県	0	1	1	3	2	5	0	0	0	0	0	0	3	3	6
15 新潟県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
16 富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3
20 長野県	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2
21 岐阜県	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2
22 静岡県	6	3	9	15	8	23	1	1	2	0	0	0	22	12	34
23 愛知県	0	1	1	2	2	4	0	0	0	0	0	0	2	3	5
24 三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 滋賀県	0	0	0	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	1	4
26 京都府	2	1	3	4	4	8	0	0	0	0	1	1	6	6	12
27 大阪府	7	6	13	16	9	25	5	4	9	1	0	1	29	19	48
28 兵庫県	0	0	0	3	4	7	0	1	1	0	0	0	3	5	8
29 奈良県	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
30 和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2
31 鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 島根県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
33 岡山県	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
34 広島県	0	0	0	0	0	0	2	2	4	0	0	0	2	2	4
35 山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 高知県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
40 福岡県	5	5	10	3	2	5	1	0	1	0	0	0	9	7	16
41 佐賀県	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	1	2
42 長崎県	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
43 熊本県	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2	2
44 大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
47 沖縄県	0	0	0	1	1	2	0	1	1	0	0	0	1	2	3
合計	27	22	49	61	51	112	36	30	66	3	2	5	127	105	232

(4-2) 指定都市別類型1の人数(公立)

(単位:人)

指定都市		小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	札幌市	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2	仙台市	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
3	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	千葉市	0	1	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	2	4
5	川崎市	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
6	横浜市	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
7	相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	新潟市	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
9	静岡市	2	0	2	6	1	7	0	0	0	0	0	0	8	1	9
10	浜松市	3	2	5	5	5	10	0	0	0	0	0	0	8	7	15
11	名古屋市	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2
12	京都市	2	1	3	2	2	4	0	0	0	0	1	1	4	4	8
13	大阪市	7	5	12	14	6	20	0	1	1	0	0	0	21	12	33
14	堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	広島市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
18	北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	福岡市	5	3	8	0	1	1	0	0	0	0	0	0	5	4	9
20	熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		19	14	33	34	18	52	0	2	2	0	1	1	53	35	88

(注) 本項目の数値は、(4-1)の内数。

(5-1) 都道府県別類型2の人数(国公立)

(単位:人)

都道府県	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 北海道	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0	3	1	4
2 青森県	0	0	0	13	4	17	0	0	0	0	0	0	13	4	17
3 岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 福島県	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	0	0	1	2	3
8 茨城県	0	0	0	3	1	4	1	0	1	3	0	3	7	1	8
9 栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 群馬県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
11 埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 千葉県	1	0	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	3	1	4
13 東京都	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	3
14 神奈川県	1	0	1	7	3	10	1	1	2	0	0	0	9	4	13
15 新潟県	0	0	0	2	2	4	0	0	0	0	0	0	2	2	4
16 富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	6	0	6
20 長野県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
21 岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 静岡県	2	0	2	18	6	24	0	0	0	0	0	0	20	6	26
23 愛知県	2	4	6	6	2	8	0	0	0	0	0	0	8	6	14
24 三重県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
25 滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 京都府	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	1	2	3
27 大阪府	4	0	4	3	9	12	1	0	1	0	0	0	8	9	17
28 兵庫県	0	1	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	2	4
29 奈良県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
30 和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 岡山県	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	3
34 広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 福岡県	5	0	5	5	3	8	0	0	0	0	0	0	10	3	13
41 佐賀県	0	0	0	4	1	5	0	0	0	0	0	0	4	1	5
42 長崎県	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
43 熊本県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
44 大分県	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
45 宮崎県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
46 鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47 沖縄県	3	0	3	6	3	9	0	0	0	0	0	0	9	3	12
合計	20	5	25	90	41	131	7	2	9	3	0	3	120	48	168

(5-2) 指定都市別類型2の人数(公立)

(単位:人)

指定都市	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 札幌市	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2 仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 千葉市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
5 川崎市	0	0	0	5	3	8	0	1	1	0	0	0	5	4	9
6 横浜市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
7 相模原市	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
8 新潟市	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
9 静岡市	2	0	2	6	1	7	0	0	0	0	0	0	8	1	9
10 浜松市	0	0	0	7	3	10	0	0	0	0	0	0	7	3	10
11 名古屋市	0	0	0	3	2	5	0	0	0	0	0	0	3	2	5
12 京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 大阪市	0	0	0	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8
14 堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 岡山市	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
17 広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 福岡市	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
20 熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	0	4	25	18	43	0	1	1	0	0	0	29	19	48

(注) 本項目の数値は、(5-1)の内数。

(6-1) 都道府県別類型1と類型2の合計人数(国公立)

(単位:人)

都道府県	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 北海道	0	0	0	4	2	6	2	0	2	0	0	0	6	2	8
2 青森県	0	0	0	13	5	18	0	0	0	0	0	0	13	5	18
3 岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 宮城県	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
5 秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 福島県	1	0	1	1	2	3	1	1	2	0	0	0	3	3	6
8 茨城県	2	1	3	3	3	6	2	0	2	5	1	6	12	5	17
9 栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 群馬県	0	0	0	0	0	0	4	1	5	0	0	0	4	1	5
11 埼玉県	0	0	0	0	1	1	1	2	3	0	0	0	1	3	4
12 千葉県	1	1	2	5	7	12	1	1	2	0	0	0	7	9	16
13 東京都	4	3	7	6	2	8	12	9	21	0	0	0	22	14	36
14 神奈川県	1	1	2	10	5	15	1	1	2	0	0	0	12	7	19
15 新潟県	0	0	0	3	2	5	0	0	0	0	0	0	3	2	5
16 富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	0	0	0	8	1	9	0	0	0	0	0	0	8	1	9
20 長野県	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	1	2	3
21 岐阜県	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2
22 静岡県	8	3	11	33	14	47	1	1	2	0	0	0	42	18	60
23 愛知県	2	5	7	8	4	12	0	0	0	0	0	0	10	9	19
24 三重県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
25 滋賀県	0	0	0	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	1	4
26 京都府	2	1	3	5	6	11	0	0	0	0	1	1	7	8	15
27 大阪府	11	6	17	19	18	37	6	4	10	1	0	1	37	28	65
28 兵庫県	0	1	1	5	5	10	0	1	1	0	0	0	5	7	12
29 奈良県	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	2
30 和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2
31 鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 島根県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
33 岡山県	1	0	1	2	0	2	0	1	1	0	0	0	3	1	4
34 広島県	0	0	0	0	0	0	2	2	4	0	0	0	2	2	4
35 山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 高知県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
40 福岡県	10	5	15	8	5	13	1	0	1	0	0	0	19	10	29
41 佐賀県	0	0	0	4	1	5	1	1	2	0	0	0	5	2	7
42 長崎県	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3
43 熊本県	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	0	0	1	2	3
44 大分県	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
45 宮崎県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
46 鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
47 沖縄県	3	0	3	7	4	11	0	1	1	0	0	0	10	5	15
合計	47	27	74	151	92	243	43	32	75	6	2	8	247	153	400

(6-2) 指定都市別類型1と類型2の合計人数(公立)

(単位:人)

指定都市		小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	札幌市	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2
2	仙台市	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
3	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	千葉市	1	1	2	2	1	3	0	0	0	0	0	0	3	2	5
5	川崎市	0	0	0	6	4	10	0	1	1	0	0	0	6	5	11
6	横浜市	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
7	相模原市	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
8	新潟市	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
9	静岡市	4	0	4	12	2	14	0	0	0	0	0	0	16	2	18
10	浜松市	3	2	5	12	8	20	0	0	0	0	0	0	15	10	25
11	名古屋市	0	1	1	4	2	6	0	0	0	0	0	0	4	3	7
12	京都市	2	1	3	2	2	4	0	0	0	0	1	1	4	4	8
13	大阪市	7	5	12	16	12	28	0	1	1	0	0	0	23	18	41
14	堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	岡山市	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
17	広島市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
18	北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	福岡市	5	3	8	0	2	2	0	0	0	0	0	0	5	5	10
20	熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		23	14	37	59	36	95	0	3	3	0	1	1	82	54	136

(注) 本項目の数値は、(6-1)の内数。

「児童生徒の安全に関する緊急確認調査」に係る京都府内の状況

1 調査対象

京都府内の公立小・中・高・特別支援学校(京都市立を除く。)に在籍する児童生徒

2 調査結果

(1) 学校設置者別該当人数

(類型1) 平成27年2月27日時点で、学校において7日間(授業日)以上連続して連絡が取れず、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの

	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
京都府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京田辺市	—	—	—	2	2	4	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	0	2	2	4	—	—	0	—	—	0

(単位:人)

(類型2) (類型1)に該当するもののほか、学校外の集団(成人が主たる構成員であると思われるものを含む。)との関わりの中で、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの

	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
京都府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宇治市	—	—	—	1	2	3	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	0	1	2	3	—	—	0	—	—	0

(単位:人)

(2) 傾向の分析

(類型1)

<調査結果の傾向>

該当生徒は不登校であり、家庭訪問や電話連絡を繰り返し行う中で、保護者とは会えるものの本人とはなかなか会えない状況にある。

<今後の対応方針>

長期に渡って本人と会えないケースについては、要保護児童対策協議会とも連携し、家庭訪問や電話連絡を繰り返し行っている。保護者との関係も作りにくい状況であったが、最近少しずつではあるが関係ができてきており、引き続き関係諸機関と連携し、本人と面会できるよう継続した指導を続けていく。

(類型2)

<調査結果の傾向>

卒業生や他校の中学生とのつながりがある生徒が数名いるが、家庭との連携は取れている。

<今後の対応方針>

保護者と連携しながら、安全の確認に努めるとともに、近隣校との学校間での連携を密に取り、非行防止の取組を進める。

3 府教育委員会としての今後の対応

各学校においては、引き続き、不登校傾向にある児童生徒との連絡を密に取るとともに、かすかな危険信号を察知した場合、学校だけで抱えることなく、速やかに、教育委員会をはじめ関係機関と情報を共有するよう指導する。

府教育委員会としては、学校現場からの情報を元に、直ちに社会福祉士、臨床心理士、退職警察官等の専門家を派遣し、要保護児童対策協議会や児童相談所、警察等と緊密な連携が図れるよう、市町(組合)教育委員会との連携をさらに強化する。

その他

重大事態に係る全国状況(27年2月以降の報道より)

【青森県】

● 高2自殺、いじめで摂食障害「重症化」…再調査

＜平成27年3月4日 YOMIURI ONLINE＞

青森県八戸市内の県立高校2年の女子生徒(当時17歳)が昨夏、遺体で見つかり、両親が「ほかの生徒からのいじめを苦にした自殺だ」として調査を求めている問題で、再調査を進めていた県の青少年健全育成審議会の「いじめ調査部会」(部会長・宮崎秀一弘前大学教授)が3日に公表した報告書は、「自殺」の直接的な原因は判断できないとしながらも、「一定の因果関係があったと推察する」などとして、いじめが「自殺」の間接的な原因の一つになったとの見方を示した。

報告書では、因果関係を認めた理由について、まず女子生徒が抱えていた摂食障害の症状の「重症化」を「自殺の主たる要因と判断した」と指摘した上で、摂食障害の「発症」も「悪化」も、その要因の一つに、「高校入学後のいじめなどのストレス」があったと結論付けた。

県教委の第三者機関「いじめ防止対策審議会」が昨年12月にとりまとめた調査報告書では、いじめの存在を認めつつも、「中学時代から摂食障害の素地があった」とし、いじめと摂食障害の「発症」の関係性を否定している。今回の調査部会の判断は、この判断を覆した格好となった。

だが、調査部会も「自殺」に至った「直接的な原因(きっかけ)」については、「遺書やその他事実を明確化する資料が残されていない」として、踏み込んだ言及を避けた。

いじめの有無について、県教委の第三者機関は、可能性がある他の生徒の行為21項目のうち7項目を「いじめ」と認定していた。これに対し、今回の報告書では、21項目を11項目に整理した上で8項目を「いじめ」と認定した。無料通話アプリ「LINE(ライン)」上で仲間外れにされたことのほか、新たに体育のバスケットボールの授業中の無視行為をいじめと判断した。

宮崎部会長から報告書を手渡された三村知事は「今回の調査を重く受け止め、さらに防止に取り組む」と応じた。同部会は三村知事の指示で、女子生徒のクラスメートへの聞き取り調査やアンケートなどを行い、昨年12月末から再調査を続けていた。

<その他府県>

【長崎県】

- 小6自殺「いじめが原因」＝市の外部調査委が報告書―長崎

＜平成27年2月2日 時事通信＞

2013年7月、長崎市立小学校の小6女児＝当時（11）＝が自殺を図ってその後死亡し、いじめが原因と遺族が訴えていた問題で、市の第三者機関である外部調査委員会は2日、上靴を隠すなどのいじめがあったと認定し、自殺との関連があったとする調査報告書をまとめた。

調査委は、市教育委員会が学級の児童全員や教職員らを対象に実施したアンケートなどを基に、いじめと自殺の因果関係を検討。その結果、5年生の時に上靴を隠されたことやあだ名でからかわれていたことなど3件について、いじめと認定した。

調査委は報告書で「一つ一つの出来事は自殺との直接的な因果関係はない」と指摘。「精神的苦痛の積み重ねが女児を追い詰めた可能性が高い」と結論付けた。

調査委の報告書を受け取った女児の母親（41）は2日、弁護士を通じてコメントを発表。「一つ区切りがついたと感じている。踏み込んだ判断をいただいたが、すべてに納得しているわけではない」と感想を述べた。

【大阪府】

- 大阪市初の第三者委、いじめ調査へ 児童の不登校2件「防止対策法」に基づき

＜平成27年2月23日 産経新聞＞

大阪市立小学校でいじめ被害を受けた児童が長期欠席するケースが2件あり、市教委が「いじめ防止対策推進法」に基づき弁護士らによる第三者委員会を近く立ち上げ、いじめの経緯や学校の対応に問題がなかったかなどを調査する方針を固めたことが23日、分かった。大阪府で第三者委が立ち上げられるのは初めて。

市教委などによると、このうち1件では旭区の小学校に在籍する小学4年の男児が、2年生だった平成25年にいじめの被害にあって以来、現在まで不登校が続いている。医師から精神面でのケアを受けている状態という。

いじめ防止対策推進法は大津市で起きた中学生の自殺問題を受ける形で25年9月に施行。長期欠席を余儀なくされるなどしたケースを「重大事態」とし、教委や学校の下に組織を設けて事実関係を調査し、被害者側へ適切に情報提供するよう義務付けた。

大阪市教委は2件のケースを「重大事態」と判断し、第三者委設置の方針を固めた。

【滋賀県】

● いじめ自殺 大津市1300万円支払いへ

＜平成27年3月7日 読売新聞＞

大津市立中学2年の男子生徒（当時13歳）がいじめを受けて自殺した問題を巡り、両親が市と元同級生3人らに損害賠償を求めた訴訟で、市は6日、大津地裁の和解勧告を受け入れ、1300万円の和解金を支払う議案を発表した。いじめによる自殺を学校が予測できたとする内容で、市は安全への配慮を怠ったことについて謝罪する。

13日の市議会で議案が可決され、両親側が受け入れれば、17日の協議で和解が成立する。

和解案では、2011年10月に亡くなった生徒に対し、顔や手足に粘着テープを巻かれるなど18のいじめ行為があったとした。「教員らが、亡くなった生徒や他の生徒の訴えに注意深く耳を傾けていれば、自殺を防げた可能性がある」として、市側の安全配慮義務違反や損害賠償の責任を認めた。

市が自殺を防げなかったことや、自殺後に学校や市教委が両親の求めに応じず、十分な原因調査をしなかったことについて、謝罪することも明記している。

両親は約7700万円を請求したが、地裁は賠償額を4100万円とし、すでに学校内の事件・事故に対応する日本スポーツ振興センターの給付金で支払われている2800万円を除き、1300万円を和解金とした。

両親は12年2月に提訴。市は、いじめと自殺の因果関係を認めた上で、13年2月に地裁に和解協議を要請し、今年2月、地裁が、和解を勧告していた。

越直美市長は「和解が成立しても、全力で対策を進めていく」と説明。和解への対応について両親側の弁護士は、「現時点では明らかにできない」としている。